

# 入札公告

一般競争入札を執行するので、公立大学法人宮城大学契約事務取扱規程第6条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月19日

公立大学法人宮城大学 理事長 川上 伸昭

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 公立大学法人宮城大学太白キャンパス施設総合管理等業務委託
- (2) 業務内容 入札説明書及び仕様書並びに閲覧資料による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成36年4月30日まで
- (4) 履行期間 平成31年5月1日から平成36年4月30日まで
- (5) 履行場所 宮城大学太白キャンパス 宮城県仙台市太白区旗立2丁目2番1号  
食産業学群附属坪沼農場 宮城県仙台市太白区坪沼字沼山28-1

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格に関する事項等は、次のとおりとする。

- (1) 公立大学法人宮城大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）第5条の規定該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- (3) 宮城県内に本社（本店）もしくは登録を受けた営業所（支店）を有すること。
- (4) 公告の日から入札の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。
- (5) 過去5年間に、国又は地方公共団体等と本件と同種の契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有すること。  
なお、本公告は複数の業務を統合しているため、同種に限らず、設備業務（建物維持管理）、警備業務、清掃業務のそれぞれにおいて同規模の契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有することを含むものとする。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する措置条件に該当しないこと。
- (7) 平成13年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始申立てをしていない者であること。
- (8) 平成13年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請を3の(1)に示す期日までに行うこと。なお、入札執行日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 3 入札日程等

### (1) 入札日程

手続等	期間・期日	場所・方法
入札説明書の交付	平成31年2月19日（火）から 平成31年3月11日（月）まで	宮城大学太白キャンパス事務室にて交付する。

		交付を希望する者はあらかじめ連絡すること。無い場合は交付しない。
資料閲覧期間	平成31年2月19日(火)から 平成31年3月18日(月)まで	宮城大学太白キャンパス事務室にて閲覧する。 閲覧を希望する者はあらかじめ連絡すること。無い場合は閲覧を認めない。
質問の受付	平成31年2月19日(火)から 平成31年3月7日(木)正午まで	宮城大学事務局へ電子メールで提出
質問に対する回答及び公開	平成31年3月11日(月)から	受付期間中に受理した質問について、入札説明書等の交付を受けた者全員に電子メールで回答する。
入札参加資格確認申請及び 入札保証金免除受付	平成31年3月4日(月)から 平成31年3月11日(月)まで	宮城大学太白キャンパス事務室で受付
入札参加資格確認通知及び 入札保証金免除結果通知	平成31年3月12日(火)	電子メールで連絡した上で、書面で通知する。
入札保証金納付期限	平成31年3月19日(火)正午まで	
入札日時	平成31年3月20日(水) 午後1時30分	宮城大学太白キャンパス 管理棟2階 小会議室

(注) 上記の期間の時刻について、特に記載がないものは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時30分から午後5時までとする。

(注) 郵送及びFAXによるものは受け付けないものとする。

(2) 入札執行

開札は原則として、紙による入札者又はその代理人の同席の下で行うこととする。  
なお、代理人が入札を行う場合は、委任状を要する。

(3) 再度入札

入札書に記載された最低の金額が予定価格に達しなかった場合は再度入札を行うが、その回数は2回までとする。

#### 4 その他

(1) 入札保証金

規程第11条の規定により、入札の開始前に見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。ただし、規程第12条及び公立大学法人宮城大学入札保証金の免除の特例に関する規程第2条に該当する場合は免除することがある。

(2) 契約保証金

規程第40条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。ただし、規程第42条に該当する場合は免除することがある。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規程第17条に該当する場合の入札は、無効とする。

なお、3の(1)の入札参加資格確認通知を得た者であっても、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 郵送等による入札の可否

否

(5) 入札金額の記載方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約後の消費税及び地方消費税の取り扱いについては、国の通知等の定めによる。

(6) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要（別紙契約書案のとおり）

(8) 本公告に関する問い合わせ先

〒982-0215 宮城県仙台市太白区旗立2丁目2番1号

公立大学法人宮城大学 事務局太白事務室総務・予算グループ 担当：和田

電話 022-245-1121

電子メール f-soumu@myu.ac.jp